

会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人情報処理推進機構の項中「第四十五条第三項」を「第五十三条第三項」に、「第八条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）（抄）

改正案

現行

傍線部分が改正箇所

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 会計検査院法第二十二号第五号、第六号及び第二十三号第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。

第二節 独立行政法人の計算証明

(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)

第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。

2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。

3 (略)

(合計残高試算表の添付書類)

第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 (同上)

第二節 独立行政法人の計算証明

(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)

第七十条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(合計残高試算表の添付書類)

第七十一条 (同上)

一 三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	独立行政法人情報処理推進機構
(略)	
(略)	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）
(略)	情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第九十条第一項本文

(略)	独立行政法人情報処理推進機構
(略)	
(略)	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）
(略)	情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第八十条第一項本文